

質疑に対する回答

件名： ASEAN空港EMS展開検討調査

項	質問	回答
1	3.2.1 ASEAN空港EMSガイドライン改訂支援の(1)について 空港環境技術を保有する企業の情報収集について、どのくらいの数の企業情報を収集する想定か。	各環境要素(①気候変動への対応、②大気質保全、③騒音・振動対策、④水環境保全、⑤土壌環境保全、⑥資源循環、⑦自然環境保全、⑧その他)につき最低2社を想定している。
2	3.2.1 ASEAN空港EMSガイドライン改訂支援の(1)について 収集情報は、通常の公開情報で得られる情報の範囲と理解してよいか。	通常の公開情報でよい。
3	3.2.3 日ASEAN交通連携エコエアポート研修の(2)について 受注者が移動・宿泊費等の手配を行うのは研修者5名のみという理解であり、その他の政府関係者10名程度については現時点では対象国等や正確な人数も不明のため、受注者ではなく、別途手配が行われるという理解してよいか。 オンライン講義及び日・ASEAN航空環境技術セミナーにおいて、研修内容については航空局と協議することとなるが、発表者については、航空局または外部有識者が担当するという理解で良いか。 また、セミナー会場は国土交通省会議室にて行うことで良いか。 受注者側は会場設営や当日の司会進行等を行うものとし、オンライン講義及びセミナー講義、発表等に関連する資料の準備(英訳含む)については、ASEAN事務所及び航空局の対応と理解してよいか。	研修員5名については各国首都から東京までの往復旅費、宿泊費、日本滞在中の交通費・食費(朝食、昼食、セミナー当日に限り夕食)を見込むこと。その他の政府関係者10名程度については、本業務内で東京-成田間の10名分の旅費を見込むこと。東京までの旅費は本業務の対象としない。また、食事は手配のみとする。なお、研修員と政府関係者の人数に増減が生じた場合は変更対象とする。講義・セミナーの講師、資料作成は本業務対象外とする。 セミナー会場は都合がつけば国土交通省会議室を使用可能、都合がつかない場合は別途手配すること。